

### 3. 条例による自治体独自の規制について

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県においては、地域の実情等にかんがみ、条例により、粒子状物質（PM）のみを対象としつつ、域外からの流入車をも含め排出基準に適合しない自動車の走行を禁止する独自の制度を設けています。自動車NOx・PM法と1都3県の比較は以下のとおりです。

1都3県においては、各都県が指定するPM除去装置を装着することにより規制適合車とみなされますが、これらの装置ではNOxを低減することが出来ないため、国の自動車NOx・PM法の車種規制に適合することはできないので、注意が必要です。

	自動車NOx・PM法による車種規制	関東1都3県の条例によるディーゼル車走行規制
排出規制物質	NOx、PM	PM
対象自動車	対策地域内に使用の本拠の位置がある自動車トラック、バス、特種（乗用車ベースはディーゼル車のみ）、ディーゼル乗用車	当該都府県を走行する自動車ディーゼルのトラック、バス、特種自動車
規制値 NOx	長期規制並	規制なし
PM	3.5t超:長期規制並 3.5t以下:新短期規制の1/2	長期規制並（ただし、東京・埼玉は平成17年4月以降の知事が定める日から新短期規制並）
規制開始時期	平成14年10月	平成15年10月
猶予期間	原則として初度登録から車種に応じ8～12年間（初度登録時期に応じてさらに平成15年9月から平成17年9月までの準備期間）	初度登録から7年間
規制担保手段	車検	都県職員による立入検査や路上検査
罰則	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	氏名公表や50万円以下の罰金

また、兵庫県においては、条例によりNOx・PMの両方を対象とし、一部の地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市（北部地域を除く）、芦屋市、伊丹市）において、域外からの流入車をも含め排出基準に適合しないトラック（車両総重量8t以上）・バス（定員30人以上）の走行を禁止する独自の制度を設けており、平成16年10月からの実施が予定されています。